

## 稚内港北防波堤ドームの老朽化対策を実施します

～北防波堤ドームを末永くご利用いただくために～

稚内開発建設部では、稚内港北防波堤ドームのアーチ部分外側で、老朽化対策のための工事を実施します。

これに伴い、8月17日（予定）から12月上旬にかけて、ドーム周辺の一部にバリケードを設置し、立入りを規制しますので、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

なお、規制箇所は、ドームの一部のみとなっていますので、残りの箇所の見学、写真撮影は可能です。

稚内港北防波堤ドームは、北海道遺産及び土木学会選奨土木遺産であり、稚内を代表する観光スポットであるとともに、遊歩道や各種イベント会場として利用されるなど、市民・観光客の皆様が親しまれてきたところです。

この度、稚内港北防波堤ドームを末永くご利用いただくために、老朽化対策として、アーチ部分外側のコンクリートを修復する工事を実施し、これに伴い、ドーム周辺の一部にバリケードを設置し、立入りを規制します。

また、立入り規制区間に沿う市道の一部は、4車線から2車線に減線されますので、案内看板に従って通行願います。

なお、プロムナード側から、約20mについては、バリケードの設置、立入り規制は行わない予定です。見学、写真撮影は可能となっております。

本件による工事名、立入り規制の範囲、バリケード設置後のイメージ等の詳細は別紙のとおりです。

### 【問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 稚内開発建設部  
稚内港湾事務所 所長 松尾 義雄 (0162-33-2758)  
稚内港湾事務所 第1工務課長 河合 淳 (0162-33-2758)  
稚内開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/wk/>  
稚内開発建設部公式 Twitter アカウント [https://twitter.com/mlit\\_hkd\\_wk](https://twitter.com/mlit_hkd_wk)



# 北防波堤ドーム補修工事による安全施設設置について

工 事 名 稚内港外1港北護岸防波改良工事  
 工 期 令和4年6月1日～令和5年1月23日  
 立入規制期間 令和4年8月17日(予定)から  
 令和4年12月上旬まで

※バリケード設置期間は予定であり、前後する場合があります。  
 ※通行の際は、案内看板及び交通誘導員の指示に従ってください。  
 ※土・日曜日は工事を休止します。案内看板に従って、通行願います。



	バリケード設置箇所		通行区分案内看板
	車線数減少区間		交通誘導員